

# 第5章

## 計画の進行管理と推進体制

本章では、今後、環境基本計画を円滑に進行管理するための方法や推進体制の仕組みを示しています。



## 第1節 進行管理



計画を着実に推進していくため、本計画では施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直すことを目的として、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）のPDCAサイクルを導入します。

### 1 計画(Plan)

#### ■計画の策定・改定時

- 町は町民や事業者の意見を広く取り入れた計画づくりを行います。

#### ■毎年度

- 町は毎年度、見直し（Action）の結果を受けて施策や事業の計画を再確認し、総合計画の実施計画やエコアクション21の環境活動計画などに反映します。

### 2 実行(Do)

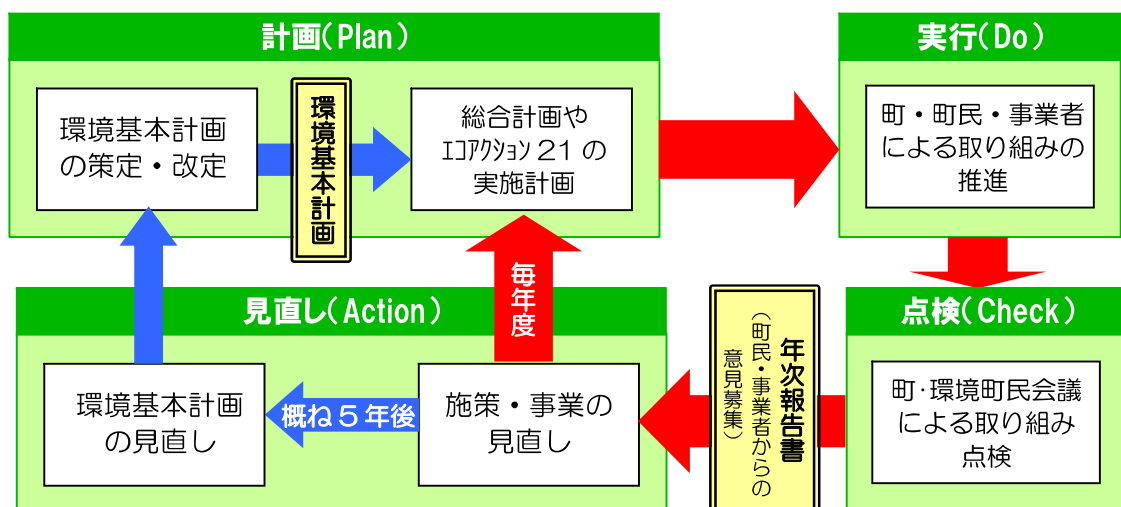
- 町は重点プロジェクトや個別の施策・事業などの「町の取り組み」を推進するとともに、「町民・事業者の取り組み」の推進を図ります。
- 町民・事業者は自発的・積極的に取り組みを推進するとともに、「町の取り組み」に対して協力します。

### 3 点検(Check)

- 庁内推進組織が中心となって目標の達成状況、「町の取り組み」の実施状況をとりまとめ、環境町民会議での点検・評価を経て、年次報告書を発行します。
- 町は年次報告書をホームページ等で公表し、町民・事業者から意見を募ります。
- 町民・事業者は年次報告書に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

### 4 見直し(Action)

- 環境町民会議における点検・評価、町民・事業者からの意見を踏まえ、町は「町の取り組み」の見直しを行います。



計画の進行管理のフロー

## 第2節 推進体制



環境基本計画の着実な推進を図るためには、町・町民・事業者などのそれぞれの主体がお互いの役割を理解するとともに、自らができること、なすべきことを責務とし、自発的に行動することが大切です。さらに、各主体のパートナーシップを基礎とした協働により、より強力に計画が推進されるような推進体制の構築を目指します。

ここでは、計画を推進する主体とその役割について示します。

### 1 町・町民・事業者

#### ■町

##### ①庁内各課

町の施策や事業を実施する際には、環境への配慮を行うことによって、「町の取り組み」を着実に推進していきます。また、「町民・事業者の取り組み」に対する支援などを積極的に行います。

##### ②庁内推進組織

環境基本計画に掲げた重点プロジェクトや、町の施策・事業などを総合的かつ計画的に進めていくためには、庁内各課の連携が求められます。そのため、横断的な庁内推進組織を設置し、関係各課の環境保全に係る施策・事業を調整して「町の取り組み」を積極的に推進します。また、計画の進捗状況について「町の取り組み」を把握し、その公表、点検・評価、見直しを行います。

#### ■町民

「町民の取り組み」を積極的に推進していくとともに、「町の取り組み」「事業者の取り組み」の推進などに協力します。また、地域組織や民間団体・NPO などでの活動に参加することも望まれます。

#### ■事業者

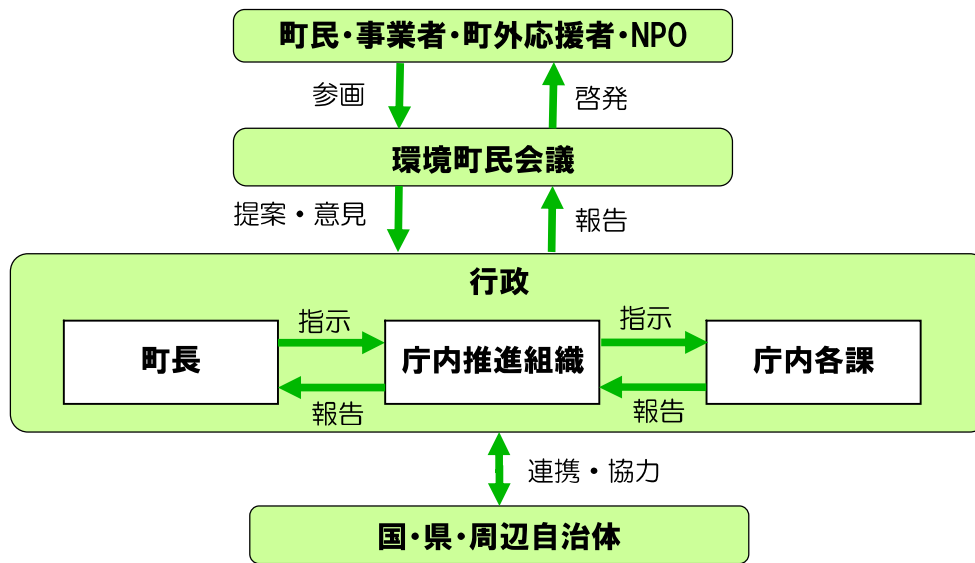
「事業者の取り組み」を積極的に推進していくとともに、「町の取り組み」「町民の取り組み」の推進などに協力します。また、近年では企業の社会的責任（CSR）の考え方のもと、積極的に環境保全活動を行っている事業者も多く、これらの活動を拡大していくことが望まれます。

### 2 環境町民会議

環境町民会議は、町民や事業者などの代表者で組織され、環境基本計画の策定や計画の推進などの審議を行います。また、庁内推進組織がとりまとめた目標の達成状況、「町の取り組み」の実施状況について点検・評価し、次年度以降の改善事項などについて検討します。

### 3 国・県・周辺自治体との関係

今日の幅広い環境問題の解決には、広域的な取り組みとともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、周辺自治体や県、国などとの連携・協力を努めていきます。



計画の推進体制のフロー

### 計画を推進するための方策

#### 計画の周知・広報

環境基本計画の計画書は町のホームページに掲載するとともに、計画の概要をわかりやすくまとめた概要版を町民や事業者に配布します。また、「広報かわねほんちょう」のほか、さまざまなメディアを活用して広く計画を周知します。

#### 各種計画との連携

環境基本計画の計画書は町のホームページに掲載するとともに、計画の概要をわかりやすくまとめた概要版を町民や事業者に配布します。また、「広報かわねほんちょう」のほか、さまざまなメディアを活用して広く計画を周知します。

#### 財政措置

環境基本計画に掲げられた各種取り組みを実施するため、計画の進捗状況や取り組みの有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。特に重点プロジェクトに位置づけられている取り組みについては、優先的かつ重点的に財政上の措置を講ずることとします。